



「SDGs実施指針」優先課題①【主な取組】:あらゆる人々の活躍の推進

女性の活躍推進

あらゆる分野における女性の活躍を推進すべく、例えば、以下の取組を実施

- ・ 女性活躍情報の「見える化」の徹底・活用の促進
- ・ 各種調達を通じたワーク・ライフ・バランスの推進
- ・ 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- ・ 経済分野における女性リーダーの育成
- ・ 組織トップの女性活躍へのコミットメント拡大
- ・ 男性の家事・育児等への参画促進
- ・ 地域における女性活躍の一層の加速



(女性活躍推進法に基づく「見えるばし」認定)

女性活躍加速のための重点方針

「女性活躍加速のための重点方針2018」(平成30年6月12日、すべての女性が輝く社会づくり本部決定)に基づき、

- ・ 女性特有の健康上の課題や女性に対する暴力などの女性活躍“以前”の課題を解消。
- ・ 多様性を生み、生産性向上・経済成長に資する付加価値を生み出す原動力となる女性活躍の場の拡大を進めることで、女性が直面している様々な困難が解消された「フェアネスの高い社会」の構築を図る。

男女共同参画に関する国際的協調の推進

- ・ 国際会議等の機会に、男女共同参画推進及び女性のエンパワーメントへの貢献に関する我が国の取組を発信。
- ・ アジア・太平洋諸国等の各国との交流で架け橋となっている女性の活躍に焦点を当てた知見交換・ネットワーキング。(31当初0.8億円)

コーポレートガバナンス改革

コーポレートガバナンス改革により、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を促す。本年6月の「コーポレートガバナンス・コード」の改訂により明示されたジェンダーや国際性等の多様性確保の進展状況について検証を行う。

(優先課題③「コーポレートガバナンス・コード」と合わせ31当初0.16億円)

なでしこ銘柄

東京証券取引所と共同で、「女性活躍推進」に優れた上場企業を「中長期的成長力」のある優良銘柄として、投資家に紹介。



働き方改革の着実な実施

働き方改革を着実に実行すべく、例えば、以下の取組を実施。

- ・ 同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善
- ・ 長時間労働の是正や、柔軟な働き方がしやすい環境の整備(時間外労働の上限規制、産業医・産業保健機能の強化等)
- ・ 生産性向上、賃金引上げのための支援
- ・ 女性・若者の活躍の推進(子育て等で離職した正社員女性等の復職支援や男性の育児取得の促進、若者に対する一貫した新たな能力開発等)
- ・ 人材投資の強化、人材確保対策の推進
- ・ 治療と仕事の両立、障害者・高齢者等の就労支援



テレワークの推進

テレワークの普及展開を図るため、セミナーの開催、先進事例の収集及び表彰、「テレワーク・デイズ」や「テレワーク月間(11月)」の実施等の取組を推進。



(子育てサポート企業の「くるみん」・「プラチナくるみん」認定)

オフィス改革

組織の生産性の確保と職員のワークライフバランスの両立を目指し、働く場を変える「オフィス改革」を公務部門で実施。多数の視察・相談対応や講演活動を実施。地方自治体・民間企業の働き方改革に寄与。

ダイバーシティ・バリアフリーの推進

新・ダイバーシティ経営企業100選/100選プライム

女性、外国人、高齢者、チャレンジド(障害者)など、多様な人材の能力を最大限発揮させることにより、イノベーションの創出等の成果を上げている企業を表彰。

「ダイバーシティ2.0行動ガイドライン(平成29年3月策定)」に基づき、中長期的な視点からダイバーシティ経営を推進している企業を「100選プライム」として選定。



「情報のバリアフリー」の推進

デジタル・デバイドを解消し、誰もがICTの恩恵を享受できるよう、①ウェブサイトの改善、②高齢者・障害者に配慮した通信・放送サービス等の開発・提供等を行うための取組を実施。(31当初5.0億円、30補正4.8億円)

食料品アクセスの環境改善

高齢化や地元小売業の廃業、既存商店街の衰退等により、過疎地域のみならず都市部においても、食料品の購入や飲食に不便や苦勞を感じる「買い物難民」が増加。

地域の実情に応じた食料品アクセス環境の改善に向けて、自治体を含む地域関係者と民間事業者等が連携した取組等の後押しや優良な取組事例等の横展開を図る。

途上国における障害者の自立と社会参加支援

(JICAが実施する)国際協力事業における障害者の参加を促進し、途上国における障害者の自立促進を支援。また、障害者の派遣・受入れに係る合理的配慮を提供。対象となる障害は視覚・聴覚・肢体障害にとどまらず、印刷物障害、学習障害、知的障害など、あらゆる障害。紛争被害者の自立支援も含む。

賃金向上計画支援等事業の実施

就労継続支援事業所の利用者の賃金・賃金向上を図るため、事業所に対する経営改善や商品開発等に対する支援等を実施する。

「心のバリアフリー」の推進

外国人・障害者の人権の尊重をテーマとした人権啓発活動に積極的に取り組み、国籍の違いや障害の有無等に関わらず相互に尊重し合う共生社会を実現する。



「公共交通機関のバリアフリー」の推進

移動等円滑化の観点から、旅客施設・車両等のバリアフリー化、市町村によるバリアフリー基本構想又はマスタープランの作成を通じた駅周辺等の面的なバリアフリー化、国民の理解と協力を求める心のバリアフリーを総合的に推進。



高齢者・障がい者等の金融サービスの利便性向上

高齢者・障がい者等が安全で利便性の高い金融サービスを利用できるようにするため、金融機関に対して対応を促していく。



「SDGs実施指針」優先課題①【主な取組】:あらゆる人々の活躍の推進(続き)

子供の貧困対策推進

全ての子供たちが自らの可能性を信じて将来の夢に挑戦できる社会の実現を目指し、子供の貧困に関する社会全体の取組に対する支援等、子供の貧困対策を総合的に推進。

子供の未来応援国民運動

国、地方公共団体、企業、NPO等民間団体が連携して子供たちを支えるネットワークを構築し、民間資金を活用して草の根の活動を支援する等、国民の力を結集して全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指す。



子供の未来は日本の未来

義務教育段階の就学援助

義務教育の円滑な実施に資することを目的として、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者等に対し、学用品費や修学旅行費等必要な援助を行う。

高校生等への修学支援

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等に在籍する生徒に対して、授業料に充てるため、高等学校等就学支援金を支給。

低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等奨学金給付金により支援。

新学習指導要領の実施

全体の内容に係る前文及び総則において「持続可能な社会の創り手」となることが掲げられた新学習指導要領について、平成32年度以降の全面実施に向け、趣旨の周知等必要な取組を着実に進める。

教師の能力向上

時代の変化に応じた質の高い学びの実現と、複雑化する教育課題に適切に対処するための指導力の向上等を図るため、教師の養成・採用・研修の各段階を通じた資質能力の向上を図る。

教職員等の指導体制の充実

学校における指導・運営体制の効果的な強化・充実に図り、「チーム学校」を実現するため、教職員定数の改善、専門スタッフや外部人材の配置拡充、業務の適正化などを一体的に推進する。

幼児教育の振興

家庭の経済状況に左右されることなく、全ての子供に質の高い幼児教育を受ける機会を保障すべく、幼児教育の無償化を一気に加速するとともに、その質の向上に取り組む。



初等中等教育の充実

教育の機会均等を図るため、義務教育段階の就学援助や高校生等への修学支援に取り組む。

新学習指導要領を実施するとともに、教員の資質能力の向上及び教職員等の指導体制の充実に取り組む。

高等教育の負担軽減 給付型奨学金制度の実施

高等教育機関への進学を後押しするため、給付型奨学金制度を平成30年度から本格的に実施。(31当初140億円) さらに平成32年度より授業料減免と給付型奨学金を大幅拡充する。



特別なニーズに対応した教育の推進

障害のある者がその年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、教育内容・方法の改善充実などを図る。

(例:平成30年度から高等学校等においても通級による指導を実現。)



SDGsの達成を担う人材育成の強化

SDGsの達成を担う人材育成において中心的な役割を果たす持続可能な開発のための教育(ESD)の推進や、ユネスコの教育及び科学分野への信託基金及びユネスコ活動に係る国内事業者への補助等の取組を通じてSDGs達成のための人材育成を強化。



次世代の教育振興

食育の推進

第3次食育推進基本計画に基づき、食料の生産から消費にわたる各段階を通じて、日本型食生活の普及と、食や農林水産業への理解増進に向けた取組を一体的に推進し、食育を国民運動として展開。

地域ICTクラブ普及推進事業

地域で子供・学生、社会人、障害者、高齢者等が、プログラミング等のICTに関し学び合う中で、世代を超えて知識・経験を共有する仕組みとして、「地域ICTクラブ」を整備。(31当初1.8億円)

金融経済教育の推進

生涯を通じた質の高い金融教育の機会を促進するため、学校教育において正しい金融知識を得られる機会の確保を図る。職場を通じたつみたてNISAの普及などにより、社会人の金融リテラシー(長期・積立・分散投資の有効性等)の向上を図る。



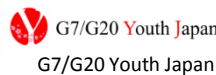
(31当初0.5億円)

「次世代のSDGs推進プラットフォーム」の立ち上げ

2030年以降にSDGs推進の主役となる次世代によるSDGsへの関与を深め、主体的な推進を加速化し、国際社会に対して、次世代のSDGs推進に関する日本の「SDGsモデル」を示すため、政府として、国際機関、経済界、市民社会など多様なステークホルダーの協力のもと、SDGs推進のための次世代プラットフォームを立ち上げ。

- 【活動例】
- 『次世代のSDGs推進に係る宣言』を取り纏めの上、様々な機会を捉えて発信。
 - WAW!等の機会に、他国の次世代と交流。
 - ビジネス、市民社会、学生・生徒代表、分野別の4カテゴリからステアリング・コミッティとして選抜(構成団体は定期的に改選)。その他の団体は流動的に参加可能な活動体とする。

【ステアリング・コミッティ】
(※アルファベット順)





「SDGs実施指針」優先課題①【主な取組】:あらゆる人々の活躍の推進(続き)

子どもの学びの改善

世界銀行、Global Partnership for Education(GPE)、UNICEF等と連携し、途上国における「学びの危機(Learning Crisis)」に対し、特に初等教育段階の算数に重点を置いた各種支援を行うもの。

女子教育支援

G7シャルルボワ・サミットの際に、途上国の女兒・少女・女性のための質の高い教育・人材育成に2億ドルのコミットメントを発表。

途上国における女性起業家の支援

女性起業家資金イニシアティブ(世銀に設置された基金を通じ、途上国の女性起業家や女性が運営する中小企業が直面する様々な障害を克服するための支援実施)に対し、5,000万ドルを拠出。



スポーツ・フォー・トゥモロウの推進

2020年東京オリンピック・パラリンピックに向け、途上国をはじめとする100カ国・1000万人以上を対象に、日本政府が官民連携でスポーツによる国際協力を推進。

2019年ラグビーワールドカップ大会、2020年東京オリンピック・パラリンピック大会及び2021年関西ワールドマスターズゲームズ等、大規模国際大会の連続開催の機会を活用し、SDGsの認知度を高め、スポーツが多様な社会課題の解決に貢献しうることについて啓発活動を行う。また、賛同する団体等と連携し、スポーツを通じた多様な社会課題の解決への貢献に係る活動の推進を図る。



スポーツSDGsの推進

金融機関による顧客本位の業務運営

金融商品の販売、助言、商品開発、資産管理、運用等を行う全ての金融機関が、顧客本位の業務運営を浸透・定着させ、家計の安定的な資産形成を図り、国民生活の向上に貢献する。(31当初0.02億円)

滋賀県野洲市では、消費者庁の協力の下、地域協議会が見守りの実効性向上に取り組んでいる。

若者・子供、女性に対する国際協力

人材育成奨学計画(JDS)等、JICA開発大学院連携

途上国の未来と発展を支えるリーダーとなる人材を日本に招き、我が国の技術、政策、開発経験、開発援助の経験等を学ぶ機会を提供するもの。



コミュニティ参加を通じたみんなの学校イニシアティブ

コミュニティと学校の協働を促進し、子どもの読み書き・算数スキルの向上や、女子教育の改善、学校給食による栄養改善、衛生教育による保健の改善などマルチセクターの取り組みを行うもの。

ビジネスと人権に関する国別行動計画(NAP)策定

国連ビジネスと人権に関する指導原則等に基づき、企業行動における新たなグローバル・スタンダードとなりつつある人権の尊重に係る国別行動計画を策定し、我が国企業に先進的な取組を促すことにより、企業活動における人権の保護・促進を推進すると共に、近年の国内外における「ビジネスと人権」への関心の高まりに対し、日本企業の競争力の確保及び向上を図っていく。(31当初0.55億円)

消費者等に関する対応

消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)の推進

改正消費者安全法(平成28年施行)により、地方公共団体が消費者安全確保地域協議会を組織し、消費生活上特に配慮を要する消費者の見守り等、必要な取組を行うこと可能に。

見守り活動による気付きの点を消費生活センターにお知らせいただくことを含め、協議会の構成員の間で、消費生活上特に配慮を要する消費者の個人情報を提供しても、個人情報保護法の適用対象外になることが認められた。(31当初0.03億円)



日本型教育の海外展開推進事業(EDU-Portニッポン)の実施

「日本型教育の海外展開官民協働プラットフォーム」を運営し、有識者会議、シンポジウム等を通じて関係者間で議論・情報共有を図るとともに、海外見本市への出展、個別相談、パイロット事業(現在30件実施中)の支援等の取組を実施。(31当初0.7億円)



日ASEAN高等教育ネットワーク(強化構想)

2003年から工学系分野を対象に日本の14の大学とASEANの26の工学系トップ大学をネットワークで繋ぐ「AUN/SEED-Net」を構築。日ASEANの頭脳を集結し、科学技術イノベーションの分野で日本とASEANの更なる発展を支援。今後の展開として、工学系以外の分野(社会科学、医学・薬学等)にも対象を挙げ、日本が主導する日・ASEAN高等教育ネットワークの強化を図ることも検討。

危機下の女性に対する支援

国際機関を通じ、紛争や自然災害等の危機下の女性に対し、性差に基づく暴力対策支援や保健衛生支援等を実施する他、女性の地位向上のための職業訓練・所得創出支援を国内関係機関と協力して行い、危機下の女性のエンパワメントに貢献する。

人道と開発と平和の連携の促進

「人道と開発と平和の連携」とは、緊急に必要とされる人道支援と共に、「開発協力」を同時に行うことにより、中長期的な自立を後押しし、危機発生の原因に対処するアプローチ。このアプローチを念頭に案件形成を推進していく。

(稲作研修を受けた難民の農家)



緊急無償資金協力の実施

海外における自然災害や紛争の被災者・難民・避難民等を救援することを目的として、国際機関・赤十字等を通じて緊急に人道支援を実施する。

人道支援の推進